

VI. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について

1. 背景と意義

1-1 産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義

産業廃棄物の不法投棄（新規判明事案）は、投棄件数、投棄量ともに減少傾向にあるものの未だ撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理が多く発生している。また、不法投棄等の残存事案についても、残存件数は横ばい、残存量は微増であることから、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は依然として大きな課題となっている。

一旦不法投棄が発生すると、水質汚濁や土壤汚染等の環境影響、周辺地域のコミュニティの破壊等が生じ、その原状回復には莫大な費用や時間が必要になり、社会的影響は極めて大きい。このため、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することが強く求められており、数次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正においては、不法投棄等の行為者や廃棄物処理業者に対する規制強化とともに、一貫して排出事業者責任が強化されてきた⁹⁶。

産業廃棄物排出事業者の責務は単に処理委託を行うにはとどまらない。不法投棄に代表される不適正処理を減らすには、排出事業者による処理事業者の的確な選定が必要であり、これをもって産業廃棄物処理全体の適正化を図ることが排出事業者の責務であるとの自覚が必要である。現在、これに資する制度として、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理事業者認定制度が平成 23 年度より運用され、排出事業者が優良認定業者に委託しやすい環境を整備することにより産業廃棄物の適正な処理が推進されている。また、一部の地方公共団体等においても同様の取組がなされている。

一方、産業廃棄物の処理に係る契約においては、適正処理を前提としつつ、温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要がある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の 3%程度を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にある。2020 年度における排出量は 39.7 百万 t-CO₂ で、2013 年度の排出量 40.1 百万 t-CO₂ に比べて 1.0% の減少⁹⁷となっているが、引き続き排出削減に向けた対策の推進が求められている。

また、循環型社会構築に向けて、廃棄物の再生利用も重要である。近年産業廃棄物の最終処分率は順調に低下を続け 2020 年度には 2.4% となっており、再生利用率も全体で 53.4% と 5

⁹⁶ 例えば、平成 9（1997）年改正においては、マニフェストの使用義務が全ての産業廃棄物に拡大された。また、平成 12（2000）年改正では、マニフェスト制度における処分終了の確認義務が最終処分終了まで拡大され、不法投棄等の不適正処分に係る措置命令の対象に排出事業者が追加された。さらに、平成 22（2010）年改正においては、排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認努力義務が規定された。

⁹⁷ 2020 年度における温室効果ガス排出量の 2013 年度比の内訳は、二酸化炭素が 4.0% 増加、メタンが 24.1% 減少、一酸化二窒素が 4.1% 減少となっており、焼却等に伴う二酸化炭素の排出量はやや増加しているものの、埋立や排水処理等に伴うメタンの削減が図られている。

割を超えているが、今後もより一層の推進が必要である。

以上のことを受けて、国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約においては、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理や資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者の選定が行われることが必要である。こうしたことが、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、地方公共団体や民間部門の契約にも波及していくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

1-2 プラスチック資源循環の促進

海洋プラスチックごみ問題に加え、気候変動対策、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するため、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、令和4年4月に施行された。

プラスチック資源循環促進法においては、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般について、あらゆる主体がプラスチック資源循環の取組、3R+Renewableを促進するための措置を講じて⁹⁸おり、プラスチック使用製品産業廃棄物等⁹⁹を排出する事業者に対して抑制・再資源化等の措置を求めている。工場や事業場等の事業活動に伴って発生する廃プラスチックのみならず、オフィス等における事業活動に伴い排出されるプラスチック製の事務用品等についても、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当することから、国及び独立行政法人等、地方公共団体等の各機関は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者に当たる。

令和4年3月に「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」が策定・公表され、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関

⁹⁸ 「設計・製造段階」においては、プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチック使用製品の設計に当たって講ずべき措置に関して「プラスチック使用製品設計指針」（プラスチック使用量の削減や部品の再使用・再生プラスチックの利用等）を定めている。「販売・提供段階」においては、特定プラスチック使用製品を提供する事業者が取り組むべき判断基準を定め、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組（目標の設定や提供方法・製品の工夫等）を求めている。「排出・回収・リサイクル段階」においては、①市区町村による分別収集・再商品化の取組（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する指定法人への再商品化の委託、計画認定制度の創設等）、②プラスチック使用製品の製造・販売事業者等による自主回収・再資源化（計画認定制度の創設）、③排出事業者による排出の抑制及び再資源化等（排出の抑制や再資源化等の実施、計画認定制度の創設）を措置している。

⁹⁹ プラスチック使用製品廃棄物（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品（プラスチックが使用されている製品）であって、放射性物質によって汚染されていないものが廃棄物となったもの）のうち、産業廃棄物に該当するもの（分別収集物となったものを除く）又はプラスチック副産物（製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであって、放射性物質によって汚染されていないもの）。なお、「放射性物質によって汚染されていないもの」とは、廃棄物処理法第2条第1項の定義に準じている。

し、判断の基準となるべき事項が示されている¹⁰⁰。

判断基準においては、排出の抑制及び再資源化等の実施の原則として、「排出の抑制及び再資源化等を実施する際は、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、①排出を抑制すること、②再資源化を行うことができるものは再資源化を行うこと、③再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと、という優先順位に従うこと」とされている。また、再資源化に当たっては、「再資源化等を行う際は、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること、自ら又は他人に委託して熱回収を行う場合は、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと」が示されている。さらに、排出事業者は、毎年度、当該年度のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表に努めることとされている。

上記のほか、排出事業者が求められるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等を促進するために取り組むべき措置を判断する際の参考として同手引きの解説、取り組み事例等を活用されたい。

1-3 本解説資料の使い方

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、産業廃棄物の処理に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続き等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

¹⁰⁰ 「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める命令」（令和4年内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「判断基準」という。）に基づくもの。

2. 契約方式の解説

2-1 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価に当たっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物処理業者の優良認定への適合状況を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方等を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

以下の2つの要素を評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることとする。

① 環境配慮への取組状況

② 優良基準への適合状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

ここで、本裾切り方式は、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、複数の評価項目の全てを満足することを求めるものではないが、入札実施主体の判断により、特定の評価項目を満たすことを必須とする（業務請負条件）項目を設定することもできることとする。ただし、公正な競争確保に配慮する。

産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素（環境負荷低減に向けた取組等）を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏

まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度¹⁰¹の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後には、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

なお、民間部門においても、国等から産業廃棄物の適正な処理を含めて発注された業務について、本契約方式を参考とし、環境配慮契約の推進に努めることが望まれる。

(1) 評価項目

上記の観点を踏まえて、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目、評価内容及び評価基準の例を表VI-2-1に示す。

環境配慮への取組の評価は、事業者の温室効果ガス等の排出削減の取組を評価内容及び評価基準として設定している。また、優良基準への適合の評価は、産業廃棄物の安全・安心な処理の確保に向け、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルに準じて評価項目を設定し、評価内容及び評価基準については当該業務の適切な履行の観点から必要な修正をしている。

優良産廃処理業者認定制度の優良認定業者（当該業務の対象地域以外の優良認定を含む。ただし、当該業務の業態ごとの優良認定が必要）は、優良基準への適合状況に関する個別評価項目の評価は不要であり、当該項目については満点を獲得することとする。ただし、優良適正（遵法性）の評価については、優良認定業者であっても特定不利益処分を受けてから5年に満たない場合は減点対象となることから、当該項目の確認が必要である。

表VI-2-1 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目、評価内容及び評価基準の例

評価項目	評価内容及び評価基準
環境配慮への取組状況	
環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表により評価。 〔 事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価する。 〕
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定 ¹⁰² ・公表を評価。 〔 事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画、目標及びその達成状況を数値で示し、その値をインターネットなどで公表していることを評価する。 〕
従業員への研修・教育	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価。 〔 上記に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間 1 回以上）に各種研修・教育を実施していることを評価する。 〕

¹⁰¹ 認定を受けるためには、表VII-2-1の「優良基準への適合状況」の5項目等の取組を実施した後に認定等の申請を行い、都道府県及び政令市の審査を受ける必要がある。

¹⁰² 温室効果ガスの総排出量削減のほかに、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。

評価項目	評価内容及び評価基準
優良基準への適合状況	
優良適性（遵法性） ^{注1}	契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていないことを評価する。
事業の透明性	事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設的能力等の情報をインターネットを利用する方法により公表し、所要の頻度で更新していることを評価する。
環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを評価する。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価する。
財務体質の健全性 ^{注2}	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価する。 また、令和2年10月施行の優良産廃処理業者認定制度の評価基準とは異なることに留意が必要。なお、同制度の優良認定業者は個別の評価項目によらず、本評価項目に適合しているものとみなす。

注1：「優良適性（遵法性）」に係る評価項目について

- 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分（詳細内容を資料編に記載）を契約業務の入札日からさかのぼって5年間受けていないことを評価することとしている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は得点を得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする（表VI-2-2参照）。

表VI-2-2 優良適性（遵法性）に関する評価（配点が10点の場合）

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

注2：「財務体質の健全性」に係る評価項目について

- 財務体質の健全性については、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等（詳細内容を資料編に記載）について、「直前3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。

(2) 具体的な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。

以下では、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上¹⁰³の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の評価項目、区分・配点例を表VI-2-3に示す。

a) 環境配慮への取組状況に係る評価項目の加点を25点、b) 優良基準への適合状況に係る評価項目の加点を50点とし、計75点満点としている。

表VI-2-3 評価区分・配点例

評価項目	区分(評価)例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
a) 環境配慮への取組状況(小計)	—	25
① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者(特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む)については、優良適性(遵法性)の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。本配点例のように本項目の配点が10点の場合は「-5点」となる(表VI-2-2参照)(以下同じ)。	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直前3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替える(以下同じ)。	10
b) 優良基準への適合状況(小計)	—	50
合 計	—	75

(3) 委託方法別の裾切り方式の適用

【事例1】収集運搬と処分業(中間処理)を委託する場合で、収集運搬業者と処理業(中間処理業者)の入札を一括して行う場合

【事例2】運搬は排出事業者(入札実施主体)が自ら行い、処分業のみを委託する場合で、処分業者のみの入札を行う場合

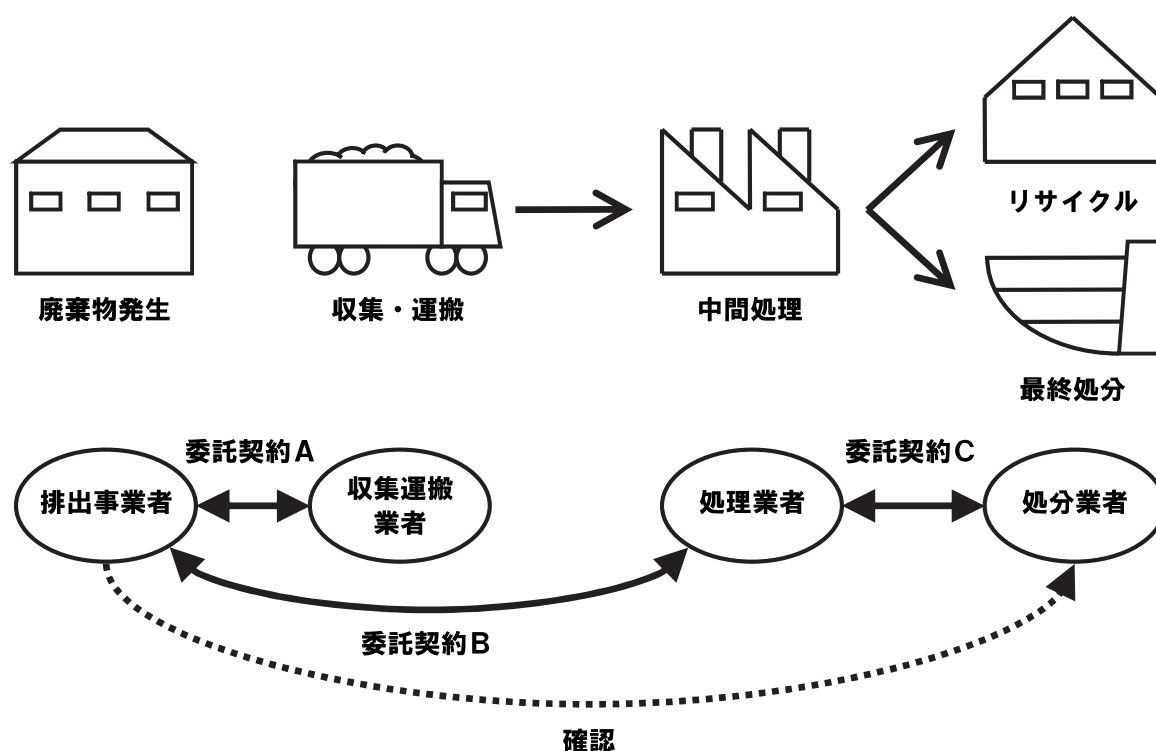
【事例3】収集運搬と処分業(最終処分)を委託する場合で、収集運搬業者と処理業(最終処分)の入札を一括して行う場合

¹⁰³ 裾切り下限値＝評価ポイントの満点×0.6。例えば75点満点の場合、下限値は45点(75点×0.6＝45点)、100点満点の場合、下限値は60点(100点×0.6＝60点)となる。

【事例1】 収集運搬と中間処理を委託する場合、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括で行う場合

排出事業者（入札実施者）は、収集運搬業者、処分業者（中間処理）とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図VI-2-1の委託契約A、委託契約B）。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（図VI-2-1の委託契約C）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

裾切り方式の適用に当たっては、収集運搬業者と中間処理業者をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。

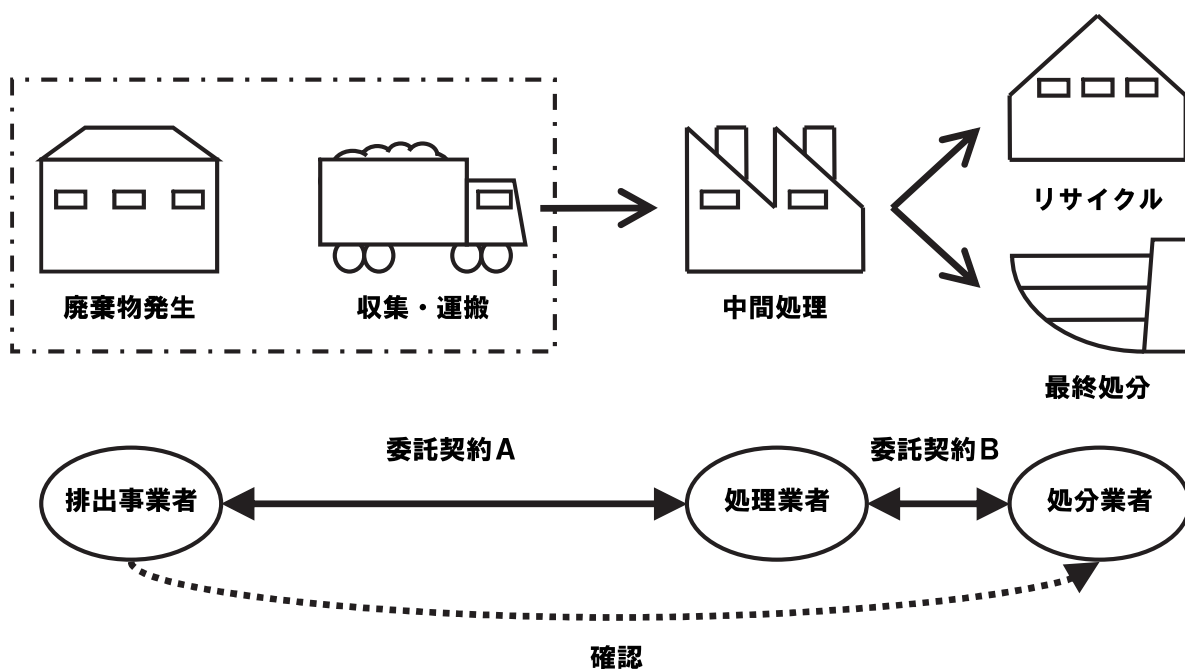


図VI-2-1 収集運搬と中間処理を委託する場合の処理フローと処理委託

**【事例2】 運搬は排出事業者（入札実施主体）が自ら行い、処分業のみを委託する場合、
処分業者のみの入札を行う場合**

排出事業者が自ら運搬を行う場合、排出事業者（入札実施者）は、処分業者と委託契約を行う必要がある（図VI-2-2の委託契約A）。図VI-2-2は中間処理の例である。なお、中間処理後の残渣を処分する処分業者との契約（委託契約B）は中間処理業者が行うため入札実施者が行う必要はないが、排出事業者責任の観点から、中間処理後の残渣の運搬先についても中間処理業者と契約を取り交わす際に契約書で確認を行う。

裾切り方式の適用に当たっては、中間処理業者のみ評価を行い、中間処理後の処分業者は裾切りの対象外となる。

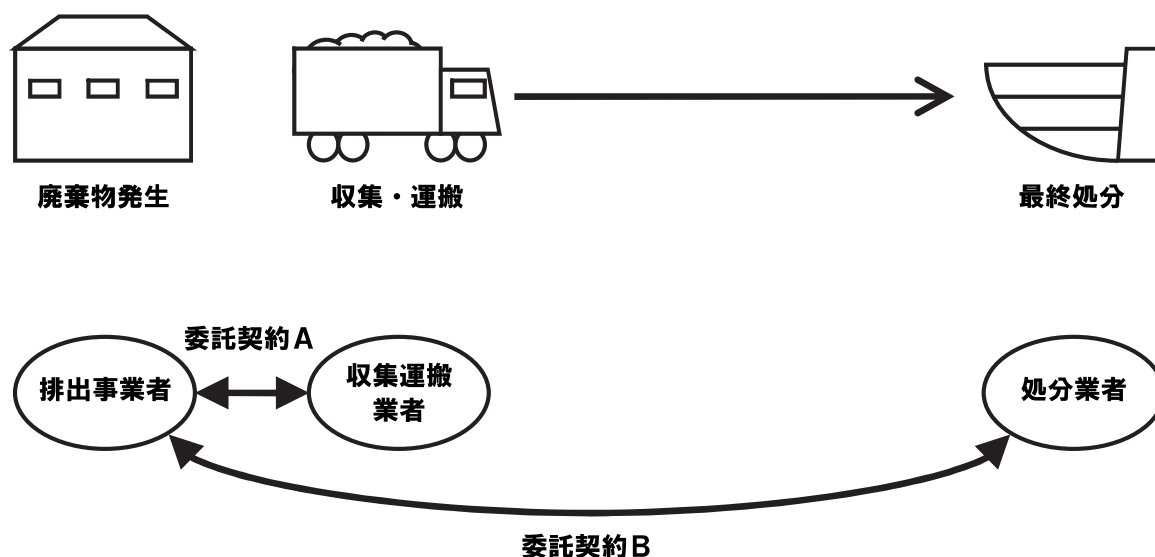


図VI-2-2 処分業（中間処理）を委託する場合の処理フローと処理委託

【事例3】 収集運搬と処分業（最終処分）を委託する場合、収集運搬業者と処理業（最終処分）の入札を一括して行う場合

排出事業者（入札実施者）は、収集運搬業者、処分業者（最終処分）とそれぞれ委託契約を行う必要がある（図VI-2-3の委託契約A、委託契約B）。

裾切り方式の適用に当たっては、収集運搬業者と処分業者（最終処分）をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。



図VI-2-3 収集運搬と最終処分を委託する場合の処理フローと処理委託

2-3 追加項目と配点例

入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者）に応じて「追加項目」を評価して加点することができるものとする。

（１）業態固有の環境配慮への取組についての評価項目例

収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者ごとの業態に応じた追加的な評価項目及び評価基準例を、表VI-2-4に示す。以下の評価項目は、収集運搬業者については契約対象者（事業者又は事業所）を評価する。また、中間処理業者及び最終処分業者については、処理を委託する産業廃棄物の種類が当該評価項目に関連する場合（処理・処分に当たって建設機械を使用する場合）において評価項目として設定するものとする。

表VI-2-4 環境配慮への取組に関する業態固有の評価項目、評価内容及び評価基準例（追加項目）

評価項目	評価内容及び評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針¹⁰⁴」（平成30年2月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考7エに掲げる措置¹⁰⁵を除く）。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～⑤については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車¹⁰⁶の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車¹⁰⁷の導入割合で評価。

¹⁰⁴ 詳細は <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html> 参照

¹⁰⁵ 備考7エの措置：輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること

¹⁰⁶ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた燃費基準値以上の燃費の良い自動車。対象車にはステッカーが貼られる。 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/sticker.pdf>

¹⁰⁷ 低排出ガス車認定実施要項（国土交通省）において規定される平成17年の排出ガス基準を満たすもの。認定を受けた低排出ガス車にはステッカーが貼られる。 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm>

評価項目	評価内容及び評価基準
中間処理業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ¹⁰⁸ 」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械 ¹⁰⁹ 、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械 ¹¹⁰ の導入割合で評価。
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定 ¹¹¹ を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号 ¹¹² 又は第3号 ¹¹³ に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において示された用途 ¹¹⁴ を対象とする。
最終処分業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。

（２）業態固有の環境配慮への取組についての具体的な配点例

以下では、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式で業態固有の環境配慮取組における具体的な配点例を示す。処理業務により、加点される項目は異なるため調達者は公平な入札を行うためにも十分に内容を検討し、追加項目を設定すること。

¹⁰⁸ 特定特殊自動車排出ガス基準に適合した特定特殊自動車には基準適合表示が付される。

https://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/hyouji/100318/01_gaiyou.pdf

¹⁰⁹ 国土交通省により、排出ガス対策建設機械の指定がなされている。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

¹¹⁰ 国土交通省により、低騒音型建設機械及び低振動型建設機械の指定状況が公表されている。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

¹¹¹ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」を参照のこと。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

¹¹² 発電用熱回収施設に関する技術基準

¹¹³ 発電用に供する熱回収施設以外の熱回収施設の技術基準

¹¹⁴ 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル 1-3 ②（イ）表1 参照のこと。タービン補機駆動や循環利用等の例の記載がある。

(2-1) 具体的な配点例 (収集運搬業者)

表VI-2-5 評価区分・配点例 (収集運搬業者)

評価項目	区分(評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良基準への適合状況 (小計)	—		50
① 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施かつインターネット等による情報公開	5	10
	ア～エ全て実施かつインターネット等による情報公開又は認証 ¹¹⁵	10	
② 低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
③ 低排出ガス車の導入割合 (平成17年規制以降の適合車)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 収集運搬業固有の取組 (小計)	—		30
合 計	—	—	105

¹¹⁵ グリーン経営認証など。 <https://www.green-m.jp/>

(2-2) 具体的な配点例 (中間処理業者 (破碎処理))

表VI-2-6 評価区分・配点例 (中間処理業者 (破碎処理))

評価項目	区分 (評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良基準への適合状況 (小計)	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 中間処理業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定に当たっては1機が複数の指定を受けている場合にあっても、1機分の導入割合として算定する¹¹⁶。

(2-3) 具体的な配点例 (中間処理業者 (焼却処理))

表VI-2-7 評価区分・配点例 (中間処理業者 (焼却処理))

評価項目	区分 (評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良基準への適合状況 (小計)	—		50
① 熱回収の実施 ^{※注}	処理に当たって熱回収の実施又は熱回収認定を受けていること		10
c) 中間処理業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定する。

¹¹⁶ 例えば、事業場に5台の機械があり、うち1台の機械が低騒音型建設機械と低振動型建設機械の両方の指定を受け、他の4台の機械がいずれの指定をも受けていない場合の低公害型建設機械の導入割合は $1 \div 5 = 20\%$ となる。

(2-4) 具体的な配点例 (最終処分業者)

表VI-2-8 評価区分・配点例 (最終処分業者)

評価項目	区分(評価)	得点	配点
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施		10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		10
③ 従業員への研修・教育	従業員に対し定期的な研修・教育を実施		5
a) 環境配慮への取組状況 (小計)	—		25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと		10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施		10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得		10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能		10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		10
b) 優良基準への適合状況 (小計)	—		50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{※注} (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20% 以上 50% 未満	5	10
	50% 以上	10	
c) 最終処分業固有の取組 (小計)	—		10
合 計	—	—	85

注：低公害型建設機械の導入割合については最終処分に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。なお、導入割合の算定方法については中間処理の低公害型建設機械の導入割合と同様。

3. 契約方法について

3-1 契約の対象

国及び独立行政法人等が発注する産業廃棄物処理の全てが対象となり、具体的には、「収集運搬」「中間処理」「最終処分」が考えられる。

なお、産業廃棄物処理の中でも、高度なリサイクル技術を要する場合など、提案内容の新規性・創造性を必要とする場合においては、個別に適切な契約方式を用いることも考えられる。

3-2 仕様

裾切り方式により、産業廃棄物の処理に係る契約の仕様書の構成及び記載する内容例は、通常用いられる産業廃棄物処理委託契約書に準じる。なお、裾切り要件、当該要件を満たすことを証明する書類の提出方法等については、入札公告及び入札説明書の中で必要事項を記載する。

3-3 標準的な手続とスケジュール

本契約方式を適用する場合の標準的な流れ及び要する期間は、図VI-3-1のとおりである。以下に、図VI-3-1に沿って、各段階における手続の概要を示す。

(1) 入札準備

入札準備段階は、①裾切り要件の設定、②仕様書の作成、③予定価格の作成、④入札実施に必要な事項の調整を実施する。

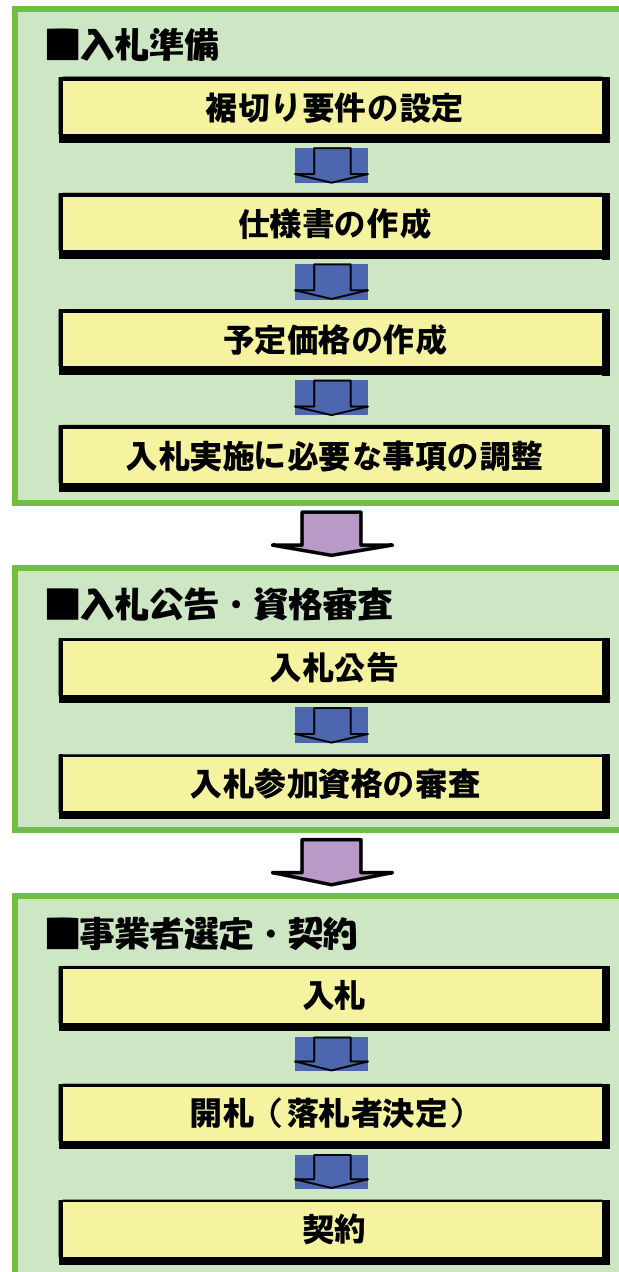
- ① 「裾切り要件の設定」については、前述「2-2 裾切り方式」を参考とし、適切に裾切り要件を設定する。
- ② 「仕様書の作成」については、上記「3-2 仕様」を参考とし、必要事項を記載した仕様書を作成する。
- ③ 「予定価格の作成」については、前年度における処理委託の実績データ等を踏まえ、適切に予定価格を作成する。
- ④ 「入札実施に必要な事項の調整」については、必要に応じ実施する。

(2) 入札公告・資格審査

入札公告・資格審査段階は、①入札公告、②入札参加資格の審査を実施する。

- ① 「入札公告」については、裾切り方式による入札参加資格の審査及び入札までに要する期間を勘案して、適切に実施する。
- ② 「入札参加資格の審査」については、上記「(1) ①裾切り要件の設定」において設定した裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る

書類の審査を実施する（審査結果については、入札参加希望者に対し、速やかに通知する。）。



図VI-3-1 裾切り方式に係る入札手続

（３）事業者選定・契約

事業者決定及び契約段階は、①入札及び開札（落札者決定）、②契約を実施する。

- ① 「入札及び開札（落札者決定）」については、裾切り方式による入札参加要件を満たした事業者の中から最低価格落札方式によって落札者を決定する。なお、特定不利益処分を受けていないことは、入札日からさかのぼって５年間について事業者に誓約してもらうが、参加資格に係る書類を提出してから入札日までの間に特定不利益処分を受けた事業者は速やかに入札担当に申し出ること。また、申し

出を受けた担当官は速やかに裾切りの採点を見直すとともに、入札参加資格の有無を確認し、適切に対応すること。

- ② 「**契約**」については、落札者と定められた期間内に契約を実施する。なお、産業廃棄物の処理状況確認努力義務の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。

4. その他

調達者は、前項までの事項を踏まえ、以下の点に留意しながら契約業務を行うものとする。

- 公正な競争の確保のため、裾切りの内容（区分・配点等）について当該地域の状況を勘案し、適切に設定する。
- 平成 22（2010）年の廃棄物処理法改正によって規定された、事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務（現地確認義務）の趣旨を踏まえ、委託契約前に可能な限り現地確認を行う。
- 電子マニフェストシステム¹¹⁷に登録し、電子マニフェストを使用できる状況にしておくこと。

¹¹⁷ 電子マニフェストの詳細は JWNET（日本産業廃棄物処理振興センター）を参照のこと。
<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

◇資料編

◇特定不利益処分

特定不利益処分について、下表にその種類と根拠条文を記す。

表 特定不利益処分一覧

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項 第15条の3
4	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
5	広域処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
6	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
7	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
8	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
9	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項(第19条の10第1項において準用する場合を含む。) 第19条の4の2第1項 第19条の5第1項(第19条の10第2項において準用する場合を含む。) 第19条の6第1項

◇財務体質の健全性

本契約方式の評価項目である「財務体質の健全性」を単独で満たすためには、下表に掲げるすべての基準への適合が必要である。

表 財務体質の健全性に係る評価

	基準	概要
1	自己資本比率	申請者が法人である場合には、次の3つの基準のすべてに該当すること。 ○ 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 ○ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ○ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却の額を加えて得た額が零を超えていること。
2	経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

3	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと。
4	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。